

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県稲敷市長

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。</p> <p>①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。</p> <p>②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。</p> <p>③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、クレジットカード、スマートフォン決済、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。</p> <p>④納期限までに徴収できない場合、個別訪問、電話催告、通知による催告を行う。</p> <p>⑤滞納者に対しては、財産調査、実態調査を行い、納税相談・分納誓約等の措置、延滞金の減免、徴収の猶予を行う。また、他機関(調査権限機関)の調査に協力する。</p> <p>⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押・公売・交付要求・執行停止等の滞納処分を行う。</p> <p>⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し徴収する。</p> <p>⑧滞納者が死亡した場合、相続人の調査を行い、相続人に対し滞納税の承継を行う。また、相続人が不明な場合は、管財人の選任を行う。</p> <p>⑨税を承継した相続人、管財人等が承継税等を納付しない場合、滞納者と同様⑤・⑥を行う。</p> <p>⑩上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。</p>
③システムの名称	収納管理システム(標準化前)、滞納管理システム(標準化前)、口座管理システム(標準化前)、統合収納管理システム(標準化後)、統合滞納管理システム(標準化後)、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 3. 共通宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課・収納課 電話029-892-2000

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 収納課 電話029-892-2000
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・システム利用については、取扱者のアクセス権限を制限している。 ・取扱者について、セキュリティ研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条		
令和1年6月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部納税課	市民生活部収納課		
令和1年6月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	収納課長 坂本 文夫	収納課長		評価書様式の変更
令和1年6月20日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市大塚1570番地1 稲敷市役所 総務課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市大塚1570番地1 稲敷市役所 総務課・収納課 電話029-		
令和1年6月20日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒300-0595 茨城県稲敷市大塚1570番地1 稲敷市役所 総務課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市大塚1570番地1 稲敷市役所 収納課 電話029-892-2000		
令和1年6月20日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点		
令和1年6月20日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点		
令和1年6月20日	IV リスク対策	※項目なし	※全項目追加		評価書様式の変更
令和2年9月8日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月8日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和7年1月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、個別訪問、電話催告、通知による催告を行う。 ⑤滞納者に対しては、財産調査、実態調査を行い、納税相談・分納誓約等の措置、延滞金の減免、徴収の猶予を行う。また、他機関(調査権限機関)の調査に協力する。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押・公売・交付要求・執行停止等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課、督促手数料を徴収する。 ⑧滞納者が死亡した場合、相続人の調査を行い、相続人に対し滞納税の承継を行う。また、相続人が不明な場合は、管財人の選任届を行う。 ⑨税を承継した相続人、管財人等が承継税等を納付しない場合、滞納者と同様⑤・⑥を行う。 ⑩上記の滞納に係る事務を行いながらも滞納処分、時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、クレジットカード、スマートフォン決済、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、個別訪問、電話催告、通知による催告を行う。 ⑤滞納者に対しては、財産調査、実態調査を行い、納税相談・分納誓約等の措置、延滞金の減免、徴収の猶予を行う。また、他機関(調査権限機関)の調査に協力する。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押・公売・交付要求・執行停止等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し徴収する。 ⑧滞納者が死亡した場合、相続人の調査を行い、相続人に対し滞納税の承継を行う。また、相続人が不明な場合は、管財人の選任を行う。 ⑨税を承継した相続人、管財人等が承継税等を納付しない場合、滞納者と同様⑤・⑥を行う。 ⑩上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。	事後	
令和7年1月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、国民健康保険税システム、バックアップシステム、中間サーバー	収納管理システム(標準化前)、滞納管理システム(標準化前)、口座管理システム(標準化前)、統合収納管理システム(標準化後)、統合滞納管理システム(標準化後)、宛名管理システム、、中間サーバー	事後	
令和7年1月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項に関する条例 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和7年1月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号別表第二の27の項 ・番号表別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和7年1月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月1日	IV 8. 人手を介在させる作業	※項目なし	※追加	事後	
令和7年1月1日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	※項目なし	※追加	事後	